

## 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会個人情報の保護に関する規則

令和5年3月28日

規則第4号

### (趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)及び福井坂井地区広域市町村圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年福井坂井地区広域市町村圏事務組合条例第1号。以下「条例」という。)を規範とし、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会における個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

### (準用)

第3条 個人情報の適正な取扱いについては、法、条例、福井坂井地区広域市町村圏事務組合個人情報の保護に関する法制施行条例施行規則(令和5年福井坂井地区広域市町村圏事務組合規則第3号)及び福井坂井地区広域市町村圏事務組合個人情報保護審査会規則(令和5年福井坂井地区広域市町村圏事務組合規則第5号)を準用する。

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。